

京都ノートルダム女子大学

新型コロナウイルス感染拡大予防マニュアル

目次

感染拡大予防マニュアルの趣旨	1
1. 安心して学生生活を送るために	1
(1) 学生生活の開始にあたって	1
(2) 「新しい生活様式」の実践	1
(3) 授業の開始	2
(4) 感染拡大状況に応じた授業等の対応	2
2. 学内での感染拡大防止対策について	2
(1) 換気の徹底	2
(2) 人との距離の確保	3
(3) マスクの着用	3
(4) 手洗い、消毒の徹底	3
(5) 検温、健康管理	4
3. 大学施設の利用について	4
(1) 教室等の利用	4
(2) アリーナ、グラウンド等の利用	4
(3) 図書館の利用	5
(4) 事務室窓口の利用	6
(5) 学生食堂の利用	6
(6) ミニショップ、ブックストア、ロッカー等の利用	8
(7) トイレの利用	8
(8) 学生寮の利用	8
4. 大学における活動について	9
(1) クラブ、サークル等の活動	9
(2) イベントの開催	10
(3) その他の学生活動（懇親会、アルバイト等）	11
5. 感染の疑いがある場合の対応について	11
(1) 発熱などの症状がある場合	11
(2) 感染が判明した場合、または濃厚接触者に特定された場合	12
(3) 新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止について	12

令和3年9月15日 一部改定版

京都ノートルダム女子大学

京都ノートルダム女子大学 新型コロナウイルス感染拡大予防マニュアル

趣旨

京都ノートルダム女子大学は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発令期間中及び京都府による休業要請期間中もオンラインにより授業を継続してきました。休業要請が解除された後は、入構制限を緩和し、引き続きオンライン授業を実施しながら、段階的に対面授業を再開し、ブレンド型授業を取り入れてきました。

今後、本学における通学・対面授業による教育活動等の実施にあたっては、可能な限り感染拡大のリスクを低減させ、①学生が安心して学業に専念できる学修環境、②教職員が安心して教育研究活動・学生支援活動に従事できる環境、③大学周辺の地域住民にも安心していただける環境、を整備するため、京都府が定める「大学等における感染症拡大予防のためのガイドライン」に基づきこの感染拡大予防マニュアル活用し、学生及び教職員の協力のもとに万全の感染症対策を実施するものとします。新型コロナウイルス感染症が収束するまでの期間、学生、教職員の皆様は、このマニュアルを参考にして行動していただくようお願いします。

1. 安心して学生生活を送るために

(1) 学生生活の開始にあたって

大学での対面授業開始にあたっては、京都府周辺に在住している学生に加え、実家等に帰省している学生が京都へ戻って生活を開始した上で大学に通学することになります。学生は、授業の開始に伴い京都へ戻ってきてても、いきなり友人と大勢で集まるこいや飲食を伴う会合は控えるなど、学生生活の中に感染拡大予防策を取り入れて行動するようにしてください。

- 1) 徹底して「3密」を避け、「3密」のある場所への外出や「3密」が避けられない場所でのアルバイトは控えてください。
- 2) 毎日の検温や体調の変化に気をつけ、発熱等がある場合は、外出しないようにしてください。
- 3) 帰省先から京都へ戻ってくる場合や、長期休暇の後、授業が再開するため大学へ戻る場合は、授業開始の概ね2週間前から検温により体調確認を行った上で登校してください。
- 4) 京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス「こことろ」等をインストールし、行動時のチェックインを行ってください。

(2) 「新しい生活様式」の実践

大学に通学する学生が増える中で、学生が安心して学生生活を送るために、国の専門家会議で示された「新しい生活様式」※を積極的に学生生活に取り入れて実践してください。

※ 新しい生活様式の実践例（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

（3）授業の開始

本学では、3密を徹底的に避けることを前提に、対面による通常授業実施を基本とします。

- 1) 授業によっては、オンラインと対面を適切に組み合わせたブレンド型授業を行うこととします。受講者数が多い講義など、対面での3密を避けられない授業については、原則としてオンライン授業とします。
- 2) 通常授業期間中は、基本的には対面授業を受けるために通学し、Zoomなどによるライブ授業も、教務課から配当された教室で受講します。オンデマンドのオンライン授業は、大学の教室のほか、演習室や自習スペース「Study Spot」を利用するなどして受講できます。

（4）感染拡大状況に応じた授業等の対応について

新型コロナウイルス感染拡大状況の変化に応じ、授業について対応期間A、Bと2段階で対応をしていますが、現在の状況を踏まえ、レベル0からレベル4の段階で対応することとします。

旧	新	授業実施について
平常	レベル 0	<ul style="list-style-type: none">○対面授業○感染拡大防止に留意
対応期間B'	レベル 1	<ul style="list-style-type: none">○原則として対面授業○試験定員にて教室を配当し授業を実施
	レベル 2	<ul style="list-style-type: none">○対面授業主体とし、一部遠隔授業○試験定員にて教室を配当し授業を実施○受講者数が教室定員の7割を超えることが予想される授業は可能な範囲で遠隔授業実施
対応期間B	レベル 3	<ul style="list-style-type: none">○遠隔授業を主体とし、一部対面授業○以下のように、対面での実施が必要なもの以外は原則として遠隔授業実施<ul style="list-style-type: none">・大学の施設・設備や備品を使わなければ学習が進まない場合・対面でなければ「学生の学び」を進めることが困難な場合・本年度の卒業・資格取得に係る授業で対面でないと難しい場合等○学外実習は実習先の意向を踏まえて個別に判断
対応期間A	レベル 4	<ul style="list-style-type: none">○原則として遠隔授業○学外実習は実習先の意向を踏まえて個別に判断

※上記は学部の場合

2. 学内での感染拡大防止対策について

(1) 換気の徹底

- 1) 教室、実験室、実習室などでは、密閉空間にならないよう、必ず換気扇を回すとともに、授業中であっても窓や扉を必ず開けるなど、こまめな換気を実施するようにしてください。例えば、2ヶ所の窓または扉を同時に開ける、あるいは、授業中30分に1回は窓および廊下側扉の両方を10分以上開けるなどして換気を徹底してください。
- 2) 教室の扉がスライド式になっている教室には扉の傍に「ストッパー」を設置していますので、それを利用して出入口の扉に隙間を開け、扉が完全に閉まらないようにしてください。
- 3) ユージニア館においては、安全上の観点から、2階以上の教室の窓の一部は、非常用以外は開けることができない仕組みになっています。ユージニア館の教室で授業を行う場合は、換気扇を最大にし、教室出入口の扉を開けたままにするなどして常に換気してください。
- 4) 雨期や夏期になり冷房をかける場合や、冬季に暖房をかける場合も上記のとおり換気を徹底してください。

(2) 人との距離の確保

- 1) 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けるようにしてください。
- 2) 会話をする場合は、真正面を避け、飛沫がかからないように工夫する、座席に着席する場合は一つずつ空けて座るなど、可能なかぎり距離を確保してください。
- 3) エレベータは密閉空間ですので、できるだけ利用を避け、階段で昇降するようにしてください。エレベータを利用する場合は、1回に乗る人数を4人以下に制限し、乗っている間は会話をしないようにするなど、密閉、密集、密接の3密を避けるようにしてください。
- 4) ユージニア館2階～4階の休憩スペースに設置している円形ソファなどでは一度に複数が休憩することや、対面で会話や食事をしないようにしてください。

(3) マスクの着用

- 1) マスクは必ず各自で持参し、授業中はもとより、学内では常に必ず着用するようしてください。マスクは汚損・紛失する場合がありますので、予備のマスクも持参してください。
なお、マスクを持参することを忘れたり、汚れて使えなくなったりした場合は、医務室で購入できます。
- 2) 教員もマスク着用を原則とし、学生が聴き取りやすいよう授業中は適宜マイクを使用してください。また、学生から2m以上離れて話をするようにしてください。聴覚障がいの学生など、教員の口の動きを見る必要がある授業では、教員が可能

な限り配慮してください。

- 3) すべての来学者は、入構時にマスクを着用してください。ただし、外気温が高い場合には熱中症予防のため、屋外で人と十分な距離（2m以上）を確保できることを確認した上でマスクを外すなど状況に応じて対応してください。（「新しい生活様式における熱中症予防行動のポイント」環境省、厚生労働省、令和2年6月発出より）

（4）手洗い、消毒の徹底

- 1) 正門及びすべての建物の入口及び事務室の入口にアルコール消毒液を設置していますので、必ず手指を消毒してから入場してください。
- 2) 登校時や休憩時間、昼食の前等、頻繁に石鹼と流水による手洗いを励行してください。衛生上、各自で複数のハンカチを持参して手拭いてください。
- 3) 教室の机、椅子、教壇、マイク、ドアノブなど、複数の人の手が触れる箇所は、毎日の清掃時に消毒を行うほか、情報演習室のキーボード等は、使用後に各自が除菌シートで拭く仕組みを取り入れています。
- 4) 階段の手すり、エレベータのボタンなど、複数の人の手が触れる場所は、消毒液で毎日清掃していますが、不特定多数の人が頻繁に触れる箇所に触れるることはできるだけ避けてください。気になる方は、各自・または学内に設置している使い捨てのアルコールタオルなどで対応をお願いします。

（5）検温、健康管理

毎日検温し、抵抗力が落ちないよう睡眠・栄養を十分とり健康管理をしてください。特に、朝、検温の際に、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は、大学へ入構しないようにしてください。
登校前に発熱がある場合は、本マニュアル「**5.（1）発熱などの症状がある場合**」を参照して対応してください。

3. 大学施設の利用について

対面授業の再開にあたっては、学生などが利用する大学内の各施設について、感染拡大予防のため、以下の取組を行うものとします。

（1）教室等の利用

- 1) 講義室、教室、実習室等（以下、「教室等」という。）では学生同士の間隔を可能な限り2m（最低1m）を目安に教室等内で最大限の間隔をとるように座席を配置します。
- 2) 教室等は、各授業の履修登録者数に合わせて調整して決定します。教務課から配当された教室以外は使用しないでください。
- 3) 学生は、教員から指示がある場合は、その指定席に座ってください。
- 4) 授業中の着席の際は、学生間に可能な限り距離を確保し、対面とならないように

してください。

- 5) 授業の前後及び授業中も適時、教室の換気を行い、授業前後の手洗い・アルコール消毒、マスク着用を徹底してください。
- 6) 授業内外にかかわらず、教員と学生、学生同士間で至近距離での会話は極力行わないようにし、飛沫感染のリスクを避けるようにしてください。
- 7) どうしても実習・実技等が必要な授業については、可能な限り感染拡大のリスクを低減するため、なるべく少人数で、十分な距離を空け、状況に応じてマスクの上からフェイスシールド（大学から支給）を使用してください。近距離で接触する場面が多い活動、向かい合っての発声等は行わないでください。
- 8) 授業担当教員は、授業を受けた学生の学籍番号及び氏名を確実に記録し、授業中の健康管理に留意してください。
- 9) 学内でオンライン授業を受ける時、自習する時は、情報演習室のほか、以下の指定教室を使用してください。

【Zoom などによるライブ授業の受講】 E306～E309

【それ以外】 E201～E204、SB01～SB03

（2）アリーナ、グラウンド等の利用

- 1) アリーナ、グラウンド等において体育の実技等を行う場合は、可能な限り感染拡大のリスクを低減しながら、なるべく少人数で、十分な距離を空けて実施してください。密集する運動や近距離で接触する場面が多い活動、向かい合っての発声等は避けてください。
- 2) 体育の実技等は可能な限り屋外で実施することが望ましいですが、アリーナなど屋内で実施する場合は、すべての扉、窓を開放し換気を徹底してください。入口にアルコール消毒液を設置し手指の消毒を徹底するとともに、手指で触れた部分も消毒するものとします。また、特に気温が高い日など、熱中症にも十分注意してください。屋内において多数の学生が集まり、呼気が激しくなるような運動等は絶対に避けてください。
- 3) 使用する用具等は、使用前に消毒を行うとともに、学生間で不必要に使い回しをしないよう注意してください。更衣については、更衣室に入室する人数を制限するとともに、更衣用の別教室を配当することとします。

（3）図書館の利用

- 1) 入構制限の解除とともに図書館を開館します。当面の間は、一部サービスを縮小して本学の学生及び教職員のみの利用とし、大学間相互協力を含む学外の方の図書館利用は中止します。
- 2) 当面の間は、土曜日は休館とし、平日も時間を短縮して開館します。詳細な開館時間については、変更することがありますので本学図書館のホームページでご確認ください。
- 3) 図書館の入口と館内にポスターを掲示し、感染拡大防止について以下のとおり周

知します。

①発熱、風邪など体調不良の場合は、来館を控えてください。

②図書館入口や館内各フロアにアルコール消毒液を設置しますので、こまめな手指の消毒や手洗いを励行するほか、入館時は必ずマスクを着用して感染対策をとってください。

③館内では私語は控えてください。

4) 返却図書は、アルコール消毒を行い書架に戻します。図書館内の閲覧机・常設のPC・貸出PCは、使用前に各自が除菌シートで拭く仕組みを取り入れます。

図書館カウンターなど、窓口対応箇所にアクリルパネルを設置し、飛沫感染を防ぎます。

5) 図書館施設の利用を当面の間以下のとおり制限します。

①グループワーク・スペースは、授業以外での利用は不可とします。授業においても、席数を減らし利用者同士の距離を可能な限り2m(最低1m)空けて着席できるよう席を配置します。

②閲覧席の一部を使用不可とし、利用者同士の距離を可能な限り2m(最低1m)空けて着席できるよう席を配置します。

③ラーニング・コモンズでは、ソーシャルディスタンスを確保するため、席数を減らします。対面使用やグループワークの際は、必ずアクリルパネルを挟んで行ってください。

④貸出手続きの順番待ちでは、フロアマーカーを設置するなど、間隔を空けて整列するよう促します。

6) 来学が困難な状況においては、本学図書館資料の貸出郵送サービス、本学図書館資料の文献複写郵送サービスを行うなど学修をサポートします。また、メールによるレファレンスサービスや図書館が提供する各種データベースの学外からの利用などオンラインサービスを充実させます。

(4) 事務室窓口の利用

事務室窓口における密集を避け、ソーシャルディスタンスを確保するため、以下の対応を行います。

1) 教育支援部各課の窓口では、アクリルパネルを設置し、受付対応時の飛沫拡散を防止します。

2) 教育支援部各事務室では、窓口が混雑した際に3密を避けるため、入室上限人数を設定して入口で入室を規制することがあります。各事務室での入室上限人数は以下を目安とします。(下表の事務室以外は、入室上限人数の設定はありません。)

(入室上限人数の目安)

事務室	一度に入室できる上限人数
教務課・学事課・学生課	8人
国際教育課	3人

(5) 学生食堂の利用

学生食堂は、昼休みに人口が集中し利用者間の密度が高く、対話も発生しやすいため、以下のように消毒の徹底や3密を回避するための方策を講じて利用を再開します。

学生食堂は座席制限を設けていますので、通常の収容定員の2/3程度しか着席できません。混雑した場合は、入場制限を実施することがあります。

1) 食堂での列の並び方

学生食堂では、食事を受け取るまでに長い列ができる可能性があります。その場合も濃厚接触を避けるため、前の人との間隔を1m～2m程度空けて並んでください。トレイを受け取る手前あたりから、食堂の床には1m間隔でラインが引かれていますので、そのラインにしたがって列に並び、前後の人と間隔を空けるようにしてください。また、列に並ぶ際はできるだけお互いに話しかけないようにしてください。

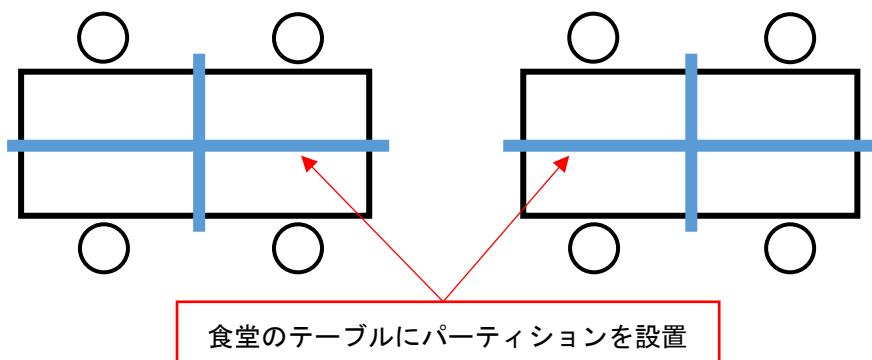
2) 手洗い・アルコール消毒の徹底

- ①学生食堂では、各自がトレイを取る手前に、アルコール消毒液が置いてありますので、必ず手指の消毒を行ってからトレイを受け取ってください。
- ②トレイの設置場所の横に石鹼と水道で手洗いができる洗面台がありますので、流水で手洗いを行うことができます。ペーパータオルを常備していますが、各自で手を拭くハンカチを持参するようにしてください。

3) 食堂での着席方法

①パーティションの設置

昼食時は、限られた時間帯に大勢の学生が集中するため、濃厚接触の危険性が高くなります。そのため、本学の学生食堂では、着席する際に対面して濃厚接觸にならないよう、座席と座席の間隔を広げた上で、飛沫感染を防止するため各テーブルに一人ひとりのパーティションを設置しています。



②円形テーブルの撤去

円形のテーブルは撤去し、長机に置き換えています。飛沫感染を防ぐため、対

面で着席しないよう片面にのみ椅子が置かれているところがあります。また、一部の椅子の背もたれに「使用禁止」の表示を貼り、一つ置きに座るよう義務付けます。

③座席の譲り合い

座席を減らしていますので、食事中は黙食とし、短時間で食事を終えるようにして食堂の席を次の人に譲ってください。席取りのために事前に各自の荷物等を椅子や机に置くことを禁止します。

4) 利用時間の分散化について

①本学の学生食堂の利用時間は、月～金 11:00～15:00（対応期間 B や休暇期間中等、短縮営業の場合は、月～金 11:00～14:00）です。通常営業の場合は、昼休み時間（12:15～13:10）が一番込み合いますので、その前後の講時に授業がない等、空き時間がある場合は、11:00～12:15、または 13:10 以降の時間帯にずらして昼食をとるようにご協力ください。

②学生食堂が混雑している場合、教職員（非常勤講師を除く）は、昼休み（12:15～13:10）の間に学生食堂で食事をとることをできるだけ控え、学生が優先的に座れるようにしてください。専任教職員が食堂を利用する場合は、上記昼休みの時間帯を避けて利用するか、各研究室、職員ラウンジ等を利用してください。

5) 食事場所の分散化

学生食堂が昼休みに混雑して座れない場合は、学内の教室へ移動して昼食を摂ってください。推奨する食事場所は以下のとおりです。

- ①キャロライン館 1 階 アセンブリホール
- ②ユージニア館 4 階 ラミティエ、E401～E405 各教室

食後のゴミは放置せず、各階にあるごみ箱に捨てて、教室等を汚さないようにしてください。

6) 食事中の会話について（もくじょく 黙食してください）

食事中はマスクを外すため、食事中の会話が飛沫感染リスクになります。「会話」と「食事」を分け、「ノーマスクでの会話」は控えてください。

（6）ミニショップ、ブックストア、ロッカー等の利用

ユージニア館 4 階の休憩スペース「ラミティエ」では、濃厚接触を避けるため、円形テーブルを撤去し、長机を設置しています。黙食をするとともに、マスクをはずしての会話は厳禁です。会話をする場合は、対面での着席を避け、人との間隔を空けて座るようにしてください。

隣接するミニショップやブックストアは狭いため、混雑時には入場制限を行います。各店内に 4～5 名を限度とし、それ以上の人数が入店する場合は、店の外側の床面に引かれた待機線にしたがい間隔を空けて並んで待つようにしてください。

ユージニア館 4 階の貸ロッカーは、不特定多数が利用するため、衛生管理の都合上、

当面の間は使用禁止とします。

(7) トイレの利用

トイレは特に多くの人が手を触れる箇所（水洗レバー、便座、便座の蓋、トイレットペーパーのホルダーカバー、ドアノブ、手すり、蛇口など）は、1日1回以上消毒液（次亜塩素酸ナトリウム等）を使い、委託する清掃会社が清拭消毒します。

トイレを利用する際、トイレの蓋がある場合は、蓋を閉めて汚物を流すようにしてください。また、トイレの後は必ず石鹼を使用して丁寧に手を洗ってください。衛生上、手を拭くタオルやハンカチを各自で持参してください。

(8) 学生寮の利用

本学内に所在する学生寮（キャロライン寮）については、毎日、共用部分（階段手摺、エレベータ、キッチン、トイレ、バスルーム等）の消毒を清掃会社に委託して実施しています。また、全館にオゾン除菌脱臭器を設置し、衛生管理を強化します。

キャロライン寮では、生活空間を共用することを踏まえ、以下の感染拡大予防対策を講じた上で利用していただきます。

1) 検温

- ① 寮生については、入寮の2週間前から記録している体温記録表（所定様式）を入寮時に確認します。入寮（帰寮）の際、寮生は各自で体温計を持参してください。
- ② 寮生は、毎朝、各自で検温を行い、1階の寮事務室に健康状態を報告してください。

2) 手指の消毒

キャロライン寮では、1階の出入口（寮事務室前）、各エレベータ前、各階トイレ前などにアルコール消毒液を設置していますので、寮外から寮内へ入る際はもちろんのこと、寮内に滞在している間も、こまめに手指を消毒してください。

3) マスクの着用

寮内では、一人で個室に入る時以外は、マスクを着用してください。マスクは各自で用意していただくことを原則としますが、入手できない場合は、寮事務室にてお渡しします。

4) 換気

寮内では廊下側（北側）のベランダの窓を全開し、館内の換気を常時行います。

寮生の各個室では、各部屋の窓を開けるほか、各室の扉を開けておけるよう、ドアストップバーを設置しましたので、入室中は必ず窓と扉の2方向を開けて換気を徹底するようにしてください。外出時は、各個室はこれまでどおり施錠してください。

5) 居室

キャロライン寮の居室は、感染拡大防止の観点から原則として一人部屋とします。（二人部屋仕様の場合も一人で利用していただきます。）二人部屋の学生には、帰省中に行った希望調査に基づき、希望者は学外の学生マンションの一人部屋へ移動し

ていただけます。現在、学生寮はすべて（二人部屋仕様の場合も）一人部屋として使用しています。

6) 共用スペース

- ①シャワールームは、使用する時間を予約制とし、一人ずつ使用します。
- ②キッチンも一人ずつ使用するようにしてください。
- ③エレベータは一人だけの場合や重い荷物がある場合は使用しても構いませんが、大勢での使用は避け、できるだけ階段を利用するようにしてください。
- ④交流室では、複数がグループで利用する場合、人数制限をすることがあります。

7) 寮生のアルバイト・学外サークル

学外で感染した場合の共同生活に対する危険性を考慮し、寮生は可能な限りアルバイトや学外サークルを自粛してください。

4. 大学における活動について

（1）クラブ、サークル等の活動

クラブやサークル活動は、活動内容によっては、3密になるリスクが高いことや、各大学におけるクラブ活動等、課外活動において新型コロナウイルス感染症（クラスター）の発生が増加していることから、本学では当面の間自粛してください。また、各クラブの代表者は、新型コロナウイルス感染拡大防止に細心の注意を払い、部員同士での飲食を伴う会合、コンパ等、学外での活動も自粛してください。

感染状況が収束してきた段階で、学生が消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、感染拡大予防のために以下の取組を講じた上で再開するものとします。

- 1) クラブやサークル活動は、活動ごとに、活動マニュアルを策定するとともに、活動ごとに感染拡大防止の責任者を決め、マニュアルが守られているかチェックする仕組みを構築することが必要です。（京都府「大学等における感染症拡大予防のためのガイドライン」より）
- 2) 相当の期間において感染者が確認されないようになった場合（直近の1週間ににおいて感染者が確認されない場合など）は、慎重に検討を行い、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動に移行することが考えられます。クラブ、サークル等の活動の再開については、事前に学生課へ相談してください。
- 3) クラブ、サークル等の課外活動が再開されることになった場合の注意
 - ① 活動場所は、可能な限り屋外で実施することが望ましいですが、気温が高い日などは、熱中症に注意してください。体育館など屋内で実施する場合は、すべての扉、窓を開閉し換気を徹底するほか、消毒液を設置し、学生が手を触れる箇所の消毒を徹底します。
長時間の利用は避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用してください。特に屋内において多数の学生が集まり、呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けてください。
 - ② 活動が再開された場合、各活動にあたっては、当日の参加者を確認し、参加者は、

事前の検温等の健康管理や活動マニュアルの遵守を徹底してください。

- ③ 用具等については、使用前に消毒を行うとともに、学生間で不必要に使い回しをしないよう注意してください。
- ④ クラブ、サークル等の活動やクラブ室の利用に当たっては、①密閉空間にしないための換気の徹底、②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮、③近距離での会話や大声での発声ができるだけ控えるなど、3密が重ならないよう、実施内容や方法を工夫してください。発熱等の風邪の症状が見られる時は、クラブ、サークル等の活動への参加を見合せ自宅で休養するようにしてください。

(2) イベントの開催

イベントや行事を開催する場合は、不特定多数が集まり、密な状況が発生しやすいことから、特に消毒の徹底、3密を徹底的に回避するなど、感染拡大予防のための取組を最大限講じた上で実施するものとします。

1) イベント開催の目安

国の基本的対処方針等に示された目安を踏まえ、感染状況に応じて規模や人数制限を変更することがありますが、本学では、適切な感染防止策が実施されていることを前提に、屋内・屋外とも1,000名未満の人数要件の範囲内で、かつ、以下の規模を条件目安として開催します。(注)

①屋内の場合：収容定員の半分程度以内の参加人数

②屋外の場合：人ととの距離を十分に確保（できるだけ2m）

2) 開催する場合は、入場時に入場者の氏名と連絡先を記録する、非接触型赤外線センサーテンポ計で入場者の体温をチェックする、マスクの着用、手指のアルコール消毒を励行するなどして感染拡大防止策を実施します。

3) 誘導、待合場所などにおける密集の回避、室内の換気の徹底、発声等を伴う講演などにあっては客席との十分な距離の確保を行います。

(3) その他の学生活動（懇親会、アルバイト等）

- 1) クラスター（集団）感染が発生する可能性がありますので、懇親会、コンパ等、飲食を伴うイベントは実施しない（あるいは出席しない）よう自粛してください。
- 2) また、若者の感染拡大につながる要因として、カラオケやライブハウス、夜間の外出、飲み会等があげられていることから、①密閉した空間、②近距離や大声での会話、③多くの人が集まる密集場所等へ行くことは避け、そうした3条件がそろった場所でのアルバイトについても自粛してください。
- 3) アルバイトを行う場合は、勤務先の業種別に定められた感染拡大予防ガイドラインにしたがって行動し、ガイドラインを遵守していない店舗には立ち入らないでください。

5. 感染の疑いがある場合の対応について

(1) 発熱などの症状がある場合

- 1) 発熱があるまたは体調不良がある場合は、出勤・出席はしないでください。
- 2) 発熱があった場合は、体温や症状、解熱剤や咳止め服用の有無等を記録し、本学の医務室へ電話またはメールでご連絡ください。本人のみならず、同居する親族に発熱などがあり、感染に対する不安がある場合も医務室へ連絡してください。

京都ノートルダム女子大学 医務室 (開室時間：8:45～17:15)

TEL： 075-706-3741

E-mail: health@ml.notredame.ac.jp

- 3) 熱がある、体がだるい、のどが痛いなど、風邪の症状があるときは、かかりつけ医など、身近な医療機関にまず電話で相談してください。
- 4) 上記3)の医療機関がない方や、休日・夜間など受診できる医療機関がない場合は、「きょうと新型コロナ医療相談センター」に相談してください。

● きょうと新型コロナ医療相談センター

受付時間： 土・日・祝日、夜間を含む 24 時間

TEL： 075-414-5487

(京都府以外にお住まいの方は、各都道府県の新型コロナウイルス感染症対策本部のホームページ等で専用相談窓口をお調べください。)

● 聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方は、メールまたはFAXを利用ください。

メールアドレス：coronasoudan@pref.kyoto.lg.jp

FAX： 075-414-5187

● 外国語の電話通訳について

外国語（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語）での電話通訳を行っています。

● きょうと新型コロナ医療相談センターをはじめ、発熱等の症状がある方の相談→受診→検査の流れについては、以下の Web サイトで確認してください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000277047.html>

(2) 感染が判明した場合、または感染者の濃厚接触者に特定された場合

新型コロナウイルス感染症に罹患したことが確認された学生は、入院または自宅療養となり、登校できません。新型コロナウイルスは学校保健安全法施行規則第 18 条に

定める第一種感染症とみなされ、出席停止となります。

学生手帳（2021 年度版、または 2020 年度版 p.81「授業・試験の欠席の取扱い」）を参照のうえ、教務課または学事課へご連絡ください。後日（治癒後）、教務課・学事課で「欠席連絡票」を受け取り、記入して、速やかに各授業担当者に提出してください。また、必要に応じて診断書を添付していただくことがあります。

感染者の濃厚接触者に特定された場合も出席停止となり登校できません。感染者の濃厚接触者に特定された場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して 2 週間となっていますが、状況によって異なる場合がありますので、その都度、京都府・京都市保健所からの行政の指導に従ってください。

教職員が、新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者となった場合は、法令の定めるところまたは保健所の指導に基づき、大学の指示により出勤停止とし、特別休暇等を取得することとします。

（3）新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止について

新型コロナウイルスには誰もが感染する可能性があります。感染した人が悪いということではありません。感染した人や症状のある人を責めるのではなく、思いやりの気持ちを持ち、感染した人たちが早く治るよう励まし、治って戻ってきたときには温かく迎えるようにしてください。感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解、偏見に基づく差別、誹謗中傷等は絶対に行わないこと、また、医療従事者や社会活動を支えている人たちへは敬意や感謝を伝えるようにしてください。感染者及びご家族の人権尊重と個人情報保護に関して十分な理解と配慮をお願いします。

以上

（2020 年 5 月 28 日作成）

（2020 年 8 月 16 日改定）

（2020 年 9 月 25 日一部修正）

（2020 年 11 月 16 日一部修正）

（2021 年 2 月 22 日改定）

（2021 年 8 月 26 日一部改定）

（2021 年 9 月 15 日一部改定）